

子ども・子育て支援新制度について



平成25年8月20日
松戸市役所子ども部

松戸市子育て応援マスコット「まつドリ」

子ども・子育て支援新制度の背景

■ 急速な少子化の進行

* 合計特殊出生率 松戸市: 1.36(平成23年)、全国: 1.41(平成24年)

* 出生数 松戸市: 平成13年4930人→平成23年 約4155人 * 第二次ベビーブーム期は約8000人)
(全国: 平成13年117万人→平成23年105万人 * 第二次ベビーブーム期は約200万人)

■ 子どもや子育て家庭をめぐる環境(家族、地域、雇用など)の変化

■ 子育ての不安、負担、孤立感の増加

■ 子ども・子育て支援が質・量ともに不足

子ども・子育て支援新制度の目的

■ 質の高い幼児期の学校教育や保育、子育て支援を総合的に推進

* すべての子どもや子育て家庭に、身近な地域で、必要な支援を提供できることを目指す。

※ 子ども・子育て関連3法

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 改正認定こども園法
- ・ 関係整備法(児童福祉法の改正等)

子ども・子育て支援新制度のポイント

■ 子ども・子育て支援を「総合的」に推進

- * 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供
- * 保育の量的拡大・確保、質の改善
- * 地域の子育て支援の充実

- ① 「施設型給付」「地域型保育給付」の創設
- ② 「認定こども園制度」の改善
 - 「幼保連携型認定こども園」の認可の一本化
 - 財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③ 「地域の実情に応じた子ども・子育て支援」の充実

■ 市町村が実施主体

- * 市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て施策を計画的に実施。

■ 子ども・子育て会議の設置（国は必置、地方は努力義務）

- * 国の子ども・子育て会議では、「基本指針」「各種基準」「公定価格」等について議論。
- * 地方の子ども・子育て会議では、「計画の策定」「各種条例の制定」「計画の点検・評価」等について議論。

→ 松戸市では「松戸市子ども・子育て会議条例」を制定

■ 27年4月施行予定 * 消費税引き上げ時期を踏まえて決定

新制度の全体像

- 新制度では、「給付」「事業」が法律で位置づけられている。
- 市町村は、これらの「給付」「事業」と関連施策（市町村の独自の事業など）との連携も含めた事業計画を策定（計画期間は5年間）

子ども・子育て支援給付

○施設型給付

- ・認定こども園
- ・幼稚園
 - * 幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成等を受けることも可能。
- ・保育所

○地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

○児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
（おやこdeひろば、子育て支援センター）
- 妊婦検診
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- 多様な主体の参入促進事業



◎市町村は「現在の利用状況」「利用希望」を踏まえて、事業計画を策定

- * 利用希望の把握のための調査を実施
- * 事業計画の策定の際には、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴取

給付の創設

■ 施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

→ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

- * 個々の児童ごとに必要な給付を「認定」し、認定内容に応じた給付を行う。
- * 給付の対象となるのは、認定こども園、幼稚園、保育所。定員を定めて市町村が対象となる施設を確認。
 - ※ 幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成等を受けることも可能。

■ 地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

- * 給付の手続等は施設型給付と同じ。
- * 給付の対象は3歳未満が原則。市町村が事業を認可。定員を定めて対象となる事業者を確認。
 - ※小規模保育(6～19名)、家庭的保育(5名以下)、居宅訪問型保育(児童の居宅で保育)、事業所内保育(事業所内の施設等において保育)

地域子ども・子育て支援事業の拡充

■ 地域子ども・子育て支援事業の充実(新設、拡充、制度改革)

(主なもの)

- * 利用者支援事業(新設)
- * 放課後児童クラブ(制度改革)
 - ・ 対象児童を「概ね10歳未満の小学生」 → 「小学生」
 - ・ 設備・運営基準の条例化(国が定める基準に基づき市町村が条例化)

事業計画の策定

■ 市町村、都道府県ごとに、国の「基本指針」を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定

* 事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく給付・事業(量の見込み、確保策)に加え、市町村の独自の事業など関連する施策との連携なども盛り込んで策定することが可能。

※ 現在、子育て支援のための計画としては、「次世代育成支援行動計画」(後期:22年度～26年度)があり、新制度に基づく事業計画の策定に際しては、「次世代育成支援行動計画」の取り組みを踏まえる必要。

※ 松戸市では、18歳までの総合的な子育て支援のための計画を策定することを想定。
(→詳細については、次回の会議で説明)

松戸市子ども・子育て会議の役割

■ 松戸市子ども・子育て会議条例

■ 主な役割

* 「子ども・子育て支援事業計画」の策定等において、松戸市の地域の子どもや子育て家庭の実情を反映させるため、審議を行うこと

* 新制度に基づく子ども・子育て施策の実施状況の点検・評価のため審議を行うこと 等

■ 新制度施行までの審議事項(現時点で想定されるもの)

* 事業計画の策定に関する事項(基本的な考え方、事業内容、量の見込み、事業の確保策 等)

* 条例等の制定に関する事項 * 地域型保育事業の認可基準、放課後児童クラブの設置基準条例等

* その他新制度の施行準備に当たり、必要な事項